(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 長嶋 竜弘

喫煙等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定により次のと おり質問する。

1 件名

9月4日(金)の一般質問でした喫煙等の回答について

2 質問の要旨

9月4日(金)の一般質問で喫煙について取り上げたが「検討させていただきます、 早急に」、「早急に答えを出します」との答弁をされています。

本日すでに2週間が経過しておりますが、鎌倉市では早急とは一体何日の事を言うのでしょうか。

喫煙などのルールについて早急にお答えを頂きたい。

下記についての整理をどのようにするのかお答えください。

- ・労働基準法(均等待遇)第三条 公平性の問題
- ・労働安全衛生法(事業者等の責務)第三条 喫煙による健康の問題
- ・地方公務員法 第35条職務に専念する義務の問題
- ・地方公務員法 第30条服務の根本基準の問題
- ・受動喫煙の問題
- 3 答弁を求める者 副市長
- 4 答弁の期限
 - (平成27年9月30日まで) ・ 無 (理由:早急にと答弁されているので)